

政党助成法の規定による報告書等の閲覧に関する規程の一部改正（案）の概要

1 改正の理由

政党助成法（以下、「法」という。）の一部改正により、政党の支部が都道府県選挙管理委員会に提出した支部報告書等（都道府県提出文書）※の写しについて、何人も請求することができる規定が追加され、令和8年1月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。

※各政党の支部は、政党本部及び都道府県選挙管理委員会に対し、政党交付金の使途に係る報告書等を提出することとなっている。

2 改正の内容

○名称の改正（名称関係）

法改正に伴い、都道府県提出文書の写しの交付請求ができることとなったことから、規程の名称を改正する。

○用語の整備（第1条、第2条、第3条及び第1号様式関係）

法改正に伴い、用語の整備を行う。

○写しの交付の請求等（第4条、第2号様式、第3号様式及び第4号様式関係）

写しの交付の請求方法や請求から交付までの期間に関する規定を追加する。

※写しの交付請求における手数料や交付方法については、令和7年第3回定例会に提案予定の神奈川県手数料条例の改正により規定されることとなるため、当該条例の改正内容により、本改正（案）が変更となる場合がある（写しの交付請求書（第2号様式）の「求める写しの方法」欄等）。

3 施行期日

令和8年1月1日